

私学助成幼稚園をご利用の方

横浜市こども青少年局
保育・教育給付課

市民税額の切替に伴う令和6年9月以降分の副食費補助の決定について（通知）

給食費のうち副食費に対して、月額最大4,800円まで横浜市が補助する制度は、幼稚園利用者のうち一定基準を満たす方が対象となりますが、令和6年9月以降分は令和6年度市民税額を基に決定されるため、以下の記載を確認のうえご対応ください。なお、本文書は世帯年収が360万円未満相当で申請する方を対象としております。

1 対象者

- (1) 副食費補助を申請済みの方（世帯年収が、360万円未満相当で申請した方）

※申請されている方は、区こども家庭支援課から「副食費の補助に係る決定通知書」をお送りしています

- (2) 初めて副食費補助を申請する方（令和5年1月1日～令和5年12月31日までの世帯年収が、360万円未満相当（※詳細はチラシをご確認ください）である方）

2 必要な手続き

- (1) 副食費補助を申請済みの方

原則、新たな手続きは不要です。

ただし、以下の①と②のいずれかに該当する方は、必要書類（チラシの裏面を参照してください）を、6月24日（月）までに園が所在する区の区役所こども家庭支援課（市外幼稚園の場合は、居住区の区役所）に提出してください。

- ① 令和6年度（令和5年分）市民税額が変更となった方
- ② 令和5年中に海外勤務期間がある方

- (2) 副食費補助を始めて申請する方

必要書類（チラシの裏面を参照してください）を、園が所在する区の区役所こども家庭支援課（市外幼稚園の場合は、居住区の区役所）に提出してください。

【補足】制度について知りたい方や必要書類を入手したい方は、園や区こども家庭支援課で配布している他、横浜市のウェブサイトにて確認やダウンロードができます。

横浜市 副食費 補助

Q 検索

3 副食費補助の決定結果（有無のお知らせ・補助「有」の方の補足給付費の受取りについて）

対象者の方の副食費補助の決定結果は、8月上旬～中旬頃に区こども家庭支援課からお知らせします。副食費補助「有」の方は、副食費補助分について、園から減額または返金対応となります。

お問い合わせ先
横浜市こども青少年局
保育・教育給付課
TEL：045-671-0233